

令和4年度(令和3年度実施事業分) 主要事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部国保年金課

福祉部長 竹部 益世

整理No	主要事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-01	後期高齢者福祉医療費給付事業	なし	B	一定の障がいのある高齢者等の医療費自己負担分の助成を適正に行い、経済的負担軽減による生活の安定と健康保持を図った。また、対象者は高齢で障がいのある方等のため、受給者証一斉更新の際の手続きを返信用封筒を使用して郵送で行えるようにするなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、高齢化社会の進展の中で、障がいのある高齢者を始め真に医療費に対する援助を必要とする高齢者を取り巻く社会情勢などを注視しながら、事業内容の検証を行っていく。また、手続きにかかる負担を少しでも軽減できるよう、事務処理方法の改善を行っていく。
18-02	子ども医療費助成事業	あり	B	受給資格者が医療費による経済的な負担等の影響を受けることなく、必要とする医療を適切に受ける機会を確保した。 令和2年度から子ども医療費助成事業の対象者を高校生等（18歳到達年度末）まで拡大した。高校生等までの医療費助成を適正に行うことにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの健康保持を図った。	現状維持	中学生以上の子どもの医療費に関しては、保護者による費用の一部負担も必要であるとの考えのもと、現行の制度を維持継続していく。
18-03	障がい者医療費助成事業	なし	B	受給資格者が医療費による経済的な負担等の影響を受けることなく、必要とする医療を適切に受ける機会を確保した。 精神障がい者手帳1・2級所持者が精神病院への入院や、それ以外の病院への入院・通院をする場合、受給資格者が自立支援適用の精神通院を除き自己負担額を医療機関に支払い、市から自己負担額相当額還付する償還払いを行っているが、償還払いのために国保年金課での手続きが必要のため、受給資格者が国保年金課で手続きをする必要がある。	改善推進	精神障がい者手帳1・2級所持者の自己負担額について、令和5年度から償還払いを現物給付に変更し、対象者の手続きの負担を軽減する。
18-04	母子・父子家庭医療費助成事業	なし	B	医療費自己負担分の助成を適正に行うことにより、母子及び父子世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持を図った。また、対象者はひとり親世帯であり、仕事等のため市役所への来庁や必要書類の取り寄せなどの時間がなかなか作れない方も多いため、毎年行う受給者証の更新手続きを郵送でも行えるようにしたほか、子育て支援課と連携して必要書類を省略して申請を受け付けるなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、各種申請・届出手続き方法の見直しを行うなど、仕事を持つひとり親の手続きにかかる負担を軽減できるよう、随時事務処理方法の改善を行っていく。
18-05	後期高齢者医療事業一般事務	なし	B	増加を続けている後期高齢被保険者が安心して必要な医療を受け続けることができるよう、送付物にパンフレット等を同封し、わかりやすく案内したほか、窓口でのきめ細やかな対応に努め、制度への理解を広めた。また、保険証を送付し返戻された方に対して調査や訪問等を行い、未交付者がなくなるよう努め、被保険者全員に保険証を引き渡すことができた。コストについては、施設入居者に対して郵送ではなく直接持ち込むことや、転居・転入者等について高齢介護課と連携し保険証と一緒に送ることなどにより、事業費の抑制に努めた。	現状維持	高齢者が安心して必要な医療を受け続けることができる国民皆保険制度維持のため、市は引き続き、すべての被保険者に対して遅滞なく保険証の引き渡しができるように努める。また、各種申請や届け出の受付を適正かつ円滑に行い、年々改正される制度の内容について広報等により幅広く周知できるよう体制を整える。

整理No	主要事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
18-06	賦課徴収一般事務	なし	A	保険料の軽減措置の縮小など、制度が年々改定される中、後期高齢被保険者に対する納入通知への案内文同封や、市報・ホームページでの広報により、保険料額や納付方法について分かりやすく周知することができた。また、保険証送付時の口座振替依頼書の同封や保険料の問い合わせ、窓口来庁時の勧奨を行うことで、口座振替率については目標値を上回り、保険料納付書発送件数を減少させることができた。収納率については、収納課と連携して市税を含む恒常的な滞納者などに対して、滞納折衝の強化や電話催告等を行い、滞納分の解消、現年度分の滞納の抑制に努めることができた。	改善 推進	保険料軽減措置の縮小、2年ごとに実施される保険料率の改定による保険料の制度改正について、決定通知などに案内文を同封するほか、市報・ホームページにより保険料について分かりやすく周知する。口座振替については文書案内だけでなく、保険証送付時に口座振替依頼書と返送用封筒を同封するほか、窓口や電話応対時などの機会に口座振替を推進していくことで、安定した財源の確保とともに事業費の節減に努める。滞納者に対しては、早期からのきめ細やかな対応を継続的に行うほか、中長期及び高額滞納案件については、年々対象者数が減少しているが、収納課と連携した更なる滞納処分の強化により滞納額の縮減に取り組んでいく。
18-07	総務管理事務	なし	B	システム改修により高額療養費の支給申請手続きの簡素化（70歳以上のみ世帯の初回支給申請後の継続支給）が可能となり、被保険者の利便性の向上につながることができた。オンライン資格確認のための資格情報の整備や情報連携を適切に行い、令和3年10月から本格運用が開始されたマイナンバーカードの保険証利用にも問題なく対応することができた。また、住民票の異動や厚生年金の資格取得等に伴う届出の勧奨等も継続的にを行い、被保険者資格の適正化に努め、適切な給付を実施することができた。	改善 推進	マイナンバーカードの活用の普及に伴う運用の変更など、随時行われる国民健康保険に関する制度改正等の情報を的確に把握し、対応する必要がある。また、適正な資格管理により、適切な保険給付を実施するほか、県の国民健康保険運営方針を踏まえ、広域のかつ効率的な事業運営を行っていく必要がある。
18-08	賦課徴収事務	なし	A	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った世帯等の国保税の減免制度を、昨年度に引き続き実施し、被保険者の担税力に応じた課税を行うことができた。 また、滞納がある方に対し、早期電話催告の実施や窓口対応時に収納課での納付相談を案内するといった現年度分の滞納の抑制に努めるなどの収納向上対策を実施し、収納率が目標値に対し0.51ポイント上回ることができた。 課題として、安定的な国保財政を図るため、適正な国保税率改定をする必要がある。	改善 推進	国保財政の安定化を図る上で税収入の確保は必要不可欠であるため、今後も、早期電話催告の実施を継続するとともに、普通徴収の口座振替の推進やスマートフォン決済アプリによる納付など納付しやすい環境を整備し、収納率の維持・向上に努める。 また、愛知県が算定する標準保険料率を参考にしながら適正な国保税率に改定するとともに、通常の課税業務においても法令に基づいて確実に事務を遂行し、国保税の適正な賦課に努める。
課等長	1次評価（令和3年度の総括評価）					
	国民健康保険事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う減免制度について引き続き市民への周知を行い、被保険者の担税力に応じた課税を行うことができた。また、特別徴収による支払いにかかる負担軽減を図るため令和4年度から納付額ができるだけ一定となるよう平準化を構築した。今後は、国保財政の安定化を図るため、適正な国保税率となるよう、引き続き検討を行う。 後期高齢者医療の保険料収納率については、前年度実績及び目標率を若干下回ったが、県下3位と依然高い収納率を残すことができた。令和4年度は10月から制度初の負担割合改定が行われることから、引き続き制度の周知に努める。 福祉医療費助成事業については、令和2年度から高校生等まで拡大した子ども医療費助成事業を含め、適正に実施できた。今後は、令和5年度から精神障がい者医療費受給者の自己負担額を現物給付とする負担軽減を図るため、制度内容の広報等引き続き努めていく。					
部等長	2次評価（令和3年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項）					
	国民健康保険については、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢は依然として厳しい状況にあったことから、昨年度に引き続き減免を実施し被保険者の負担軽減を図ること。また、将来に向けて安定的な運営が維持できるよう保険税等の抜本的な見直しを行うこと。 収納率については、国民健康保険税、後期高齢者保険料とも、計画的に収納向上対策を実施することで高い収納率を達成しているため、今後も新たな納付方法を活用し、収納率の維持、向上に努めること。 福祉医療費助成については、その必要性や他市町との比較、財政負担などを十分に考慮した上で今後の方向性を見極めていくこと。					